

【資料 6】

鹿 児 島 海 区

漁業調整委員会資料

令和 6 年 12 月 11 日

【議題 6】

浮魚礁の敷設承認申請について（協議）

浮魚礁敷設承認申請の概要

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 申請者 | 鹿児島県（商工労働水産部漁港漁場課） |
| 2 | 敷設位置 | 下甕島西沖（中心位置の水深774m）
北緯 31° 38′ 37.1″
東経 129° 27′ 28.8″
を中心とした半径約 1 kmの範囲内 |
| 3 | 魚礁の種類 | 表層型浮魚礁（構造は別添のとおり） |
| 4 | 敷設期間 | 周年 |
| 5 | 対象魚類 | カツオ類、マグロ類、シイラ等 |
| 6 | 操業方法 | 一本釣り、曳縄 |
| 7 | 操業隻数 | 約30隻 |

【浮魚礁の敷設予定位置図】



上串交第77号

令和6年11月18日

鹿児島県商工労働水産部長 殿

串木野海上保安部長（押印省略）

令和6年度海上作業を伴う事業（さつま地区水産環境整備工事）について（回答）

漁港第136号（令和6年10月16日）関連

標記について、下記事項を遵守することで、航行安全上の支障はないものと思料します。

なお、本内容に変更が生じた場合は、再度協議方願います。

記

- 1 海事関係者に対し、当該浮魚礁の設置位置を事前に広く周知すること。
- 2 当該浮魚礁が流出することがないよう維持・管理を確実に実施するとともに、流失等した場合は当部へ速報すること。

浮魚礁敷設承認申請書

令和6年12月6日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿

住所 鹿児島市鴨池新町10番1号

氏名 鹿児島県知事 塩田 康一



下記により浮魚礁を敷設したいので、鹿児島海区漁業調整委員会指示第4-3号により敷設承認を申請します。

記

1 申請の理由

(1) 目的

さつま地区水産環境整備事業基本計画(県事業名:広域漁場整備事業)に基づき、表層型浮魚礁を設置し、漁業経営の安定を図るものである。

(2) 管理、利用方法

敷設後は、甌地区人工魚礁管理運営協議会に管理を委託する。協議会では施設の維持・点検、浮魚礁の利用承認等にかかる事務を行う。

2 浮魚礁の敷設位置

下甌島西沖 (別紙位置図のとおり)

北緯 $31^{\circ} 38' 37.1''$

東経 $129^{\circ} 27' 28.8''$

を中心とした半径約1 kmの範囲内 (世界測地系)

水深: 774 m (中心位置の水深)

3 浮魚礁の種類及び構造

表層型浮魚礁 構造については別添のとおり

4 浮魚礁の敷設期間

周年

5 対象魚種

カツオ類, マグロ類, シイラ等

6 操業の方法

一本釣, 曳縄

7 操業者数及び操業隻数

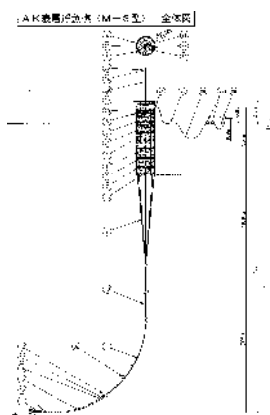
約30隻

令和6年度さつま地区水産環境整備事業(下甕島西沖浮魚礁設置)

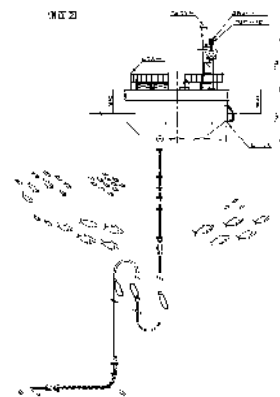


(概要)

下甕島西沖浮魚礁(浮沈式)No1を設置していた位置に、完全表層型浮魚礁1基を設置予定



下甕島西沖浮魚礁(浮沈式)No1
※令和5年度に撤去済み



下甕島西沖浮魚礁(完全表層型)No2
※令和7年度末に設置予定

1 構造図

平面図

側面図

正面図

①

スタッドリシタモーション 装置
φ45mm × 10m

ホットプレート

潜水スライダ 75kg-50

スタッドリシタモーション 装置
φ45mm × 10m

②

ワイヤー外装
フットリシタラッドモーター
φ25mm × 800m

浮き球

③

リリプロにシタのロープ
φ125mm × 500m

④

スタッドリシタモーション 装置
φ45mm × 10m

⑤

浮き球 (φ125mm) 4個

水深70m

浮魚礁の係留システム

(1)主浮体：FRP-鋼ハイブリッド 幅 3.9 m×長さ 7.5 m×高さ 3.8 m

(2)搭載機器：航路標識システム，位置監視システム，海象観測システム（風向・風速，水温）

(3)係留索：①上部チェーン スタッドリンクチェーン（φ 48）

②上部索 ワイヤー外装テトロンクラッドクロスロープ（φ 85）

③下部索 ポリプロピレンクロスロープ（φ 125）

④アンカーチェーン 両端エンドリンク付スタッドリンクチェーン（φ 48）

①アンカー 鋼錨（AC-14 型）

2 安全対策

- | | | |
|---------------|---------|--|
| (1) 浮 体 | ① 礁体色 | 乾舷部：黄色，吃水部：黒色 |
| (2) 標識灯 | ① 主灯 | 超高輝度 L E D 実効光度 150cd 1 個
海面からの灯火高さ(静穏時) 5.34 m |
| | ② 非常灯 | 超高輝度 L E D 実効光度 55cd 2 個 |
| | ③ 位置表示灯 | LED 式 2cd 4 個 |
| (3) レーダーリフレクタ | | 1 個 |

(4) 管理等

甑地区人工魚礁管理運営協議会に管理委託を行う。協議会では、日常点検として浮魚礁を利用する漁業者が、操業時等に標識灯などの異状の有無について目視確認を実施し、異常が発生した場合は県へ報告を行う。

県では、浮魚礁に搭載しているイリジウム衛星通信方式流出監視装置により、現況位置のモニタリングを行うとともに、年1回以上定期点検整備を行う。

(5) 流出時の対応

流出した場合は、流出監視装置により漂流位置を把握し、速やかな回収を図る。

浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示

鹿児島海区漁業調整委員会指示第4－3号

鹿児島海区における「浮魚礁」（中層式魚礁を含む。ただし、鹿児島県漁業調整規則（令和2年鹿児島県規則第52号）第4条第14号のしいらづけ漁業で使用する「つけ」は除く。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年2月28日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

1 敷設の承認等

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする者は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」により、鹿児島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の承認を受けた浮魚礁を利用して、一本釣漁業、ひき縄漁業等を操業しようとする者は、当該浮魚礁を敷設した者の利用承認を受けなければならない。
- (3) 以前の浮魚礁に係る鹿児島海区漁業調整委員会指示により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第1号の承認を受けたものとみなす。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

浮魚礁敷設承認取扱要領（鹿児島海区）

（承認の対象者）

第1 承認の対象者は次のとおりとする。

（1） 漁業協同組合

（2） 鹿児島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

（承認の申請及び海上保安部との協議）

第2 浮魚礁を敷設しようとする者は、浮魚礁敷設承認申請書（別記第1号様式）を委員会に提出しなければならない。なお、浮魚礁を敷設しようとする者は、敷設しようとする浮魚礁が船舶の航行等に支障がないか事前に所轄の海上保安部と協議してから申請するものとする。ただし、県が敷設する場合であって既に協議されているものについてはこの限りでない。

（公聴会の開催）

第3 委員会は、承認の申請があり関係者の意見を聴く必要があると認めたときは、公聴会を開催することができる。

（承認）

第4 委員会は、浮魚礁の承認にあたっては、別に定める「浮魚礁敷設に係る審査基準」により審査し、承認を行うものとする。なお、敷設位置が共同漁業権内である浮魚礁については、委員会事務局においては審査承認し、その承認実績を次回委員会において報告するものとする。

（承認期間）

第5 浮魚礁の承認期間は3年以内とする。

（承認証の交付）

第6 委員会は、浮魚礁の敷設を承認したときは、浮魚礁敷設承認証（別記第2号様式）を交付する。

（敷設位置の変更）

第7 委員会は、浮魚礁の承認にあたり、敷設しようとする浮魚礁が漁業調整上、又は、船舶の航行等に支障をきたすと思慮されるときには、浮魚礁の敷設位置を変更して承認することができる。

（承認の制限又は条件）

第8 浮魚礁の敷設承認にあたっては、次の制限又は条件を付す。

（1） 浮魚礁には、昼夜を問わずレーダー及び目視による航行船舶から容易に視認できる標識、灯火、レーダー反射板等を設置しなければならない。（ただし、中層式魚礁は除く。）

（2） 浮魚礁の敷設作業にあたっては、事前に浮魚礁敷設作業届（別記第3号様式）を、又、設置完了後は速やかに浮魚礁敷設完了届（別記第4号様式）を所轄の海上保安部及び委員会に提出しなければならない。

（3） 浮魚礁の流失防止点検のため、定期的に見回りを実施し、保安管理体制を確立し、異常があるときは、速やかに復旧しなければならない。

（4） 敷設した浮魚礁が流失した場合は、浮魚礁流失届（別記第5号様式）を、又、流失した浮魚礁を補充する場合は、浮魚礁補充届（別記第6号様式）を所轄の海上保安部及び委員会に提出しなければならない。

（5） 浮魚礁の敷設の承認を受けた者は、毎年度終了後翌月末日までに浮魚礁利用実績報告書（別記第7号様式）を委員会に報告しなければならない。

（承認浮魚礁の利用）

第9 浮魚礁の敷設承認を受けた者は、その浮魚礁の利用を承認した者に対し、利用承認標識旗を発行するものとする。

2 敷設承認を受けた浮魚礁を利用して操業する者は、使用漁船に敷設者の発行する利用承認標識旗を掲げなければ、操業してはならない。

（承認の変更又は取り消し）

第10 委員会は、漁業調整のため必要があるときは、承認の内容を変更し、若しくは、制限又は条件を付することができる。

2 委員会は、敷設者が承認の内容並びに承認の制限又は条件に違反した場合は、承認を取り消すことができる。

(第1号様式)

浮魚礁敷設承認申請書		令和 年 月 日
鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿	住 所 氏 名 (名称)	印
下記により浮魚礁を敷設したいので、鹿児島海区漁業調整委員会指示第 号により敷設承認申請をします。		
記		
1 申請の理由(目的, 管理, 利用方法等を詳しく明示すること)		
2 浮魚礁の敷設位置(海図を使用して記載した位置図を添付)		
3 浮魚礁の種類及び構造(構造の詳細を示した図面を添付)		
4 浮魚礁の敷設期間		
5 対象魚種		
6 操業の方法		
7 操業者数及び操業隻数		

(第2号様式)

浮魚礁敷設承認証		鹿海委第 号
住 所 氏 名		
1 敷設期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
2 敷設位置		
3 制限又は条件		
令和 年 月 日		
鹿児島海区漁業調整委員会 会 長		〇 〇 〇 〇 印

(第3号様式)

浮魚礁敷設作業届		令和 年 月 日
〇〇海上保安部長 鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿	住 所 氏 名 (名称)	印
下記のとおり、浮魚礁の敷設作業を行いますので届け出ます。		
記		
1 敷設浮魚礁承認番号	鹿海委第 号	
2 敷設浮魚礁数		
3 作業期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
4 作業場所		
5 作業方法		
6 漁具標識の種類		
7 安全対策		

(第4号様式)

浮魚礁敷設完了届		令和 年 月 日
〇〇海上保安部長 鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿		
	住所 氏名 (名称)	印
下記のとおり、浮魚礁の敷設を完了しましたので、届け出ます。		
記		
1	敷設浮魚礁承認番号	鹿海委第 号
2	敷設浮魚礁数	
3	敷設位置	
4	敷設完了年月日	令和 年 月 日

(第5号様式)

浮魚礁流失届		令和 年 月 日
〇〇海上保安部長 鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿		
	住所 氏名 (名称)	印
下記のとおり、浮魚礁が流失したので届け出ます。		
記		
1	敷設浮魚礁承認番号	鹿海委第 号
2	流失浮魚礁数及び位置	
3	流失年月日	
4	流失原因	

(第6号様式)

浮魚礁補充届		令和 年 月 日
〇〇海上保安部長 鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿		
	住所 氏名 (名称)	印
下記のとおり、浮魚礁を補充したので届け出ます。		
記		
1	敷設浮魚礁承認番号	鹿海委第 号
2	補充浮魚礁敷設数及び位置	
3	補充年月日	

(第7号様式)

浮魚礁利用実績報告書

令和 年 月 日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
(名称)

印

下記のとおり、浮魚礁敷設承認番号鹿海委第 号浮魚礁の利用実績を報告します。

記

月	延利用隻数 隻	主な漁獲魚種	漁 獲 高	
			数 量	金 額
4 月			kg	円
5 月				
6 月				
7 月				
8 月				
9 月				
10月				
11月				
12月				
1 月				
2 月				
3 月				
計				

浮魚礁敷設承認に係る審査基準（鹿児島海区）

浮魚礁の敷設承認に係る審査にあたっては、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」によるほか、この「浮魚礁敷設承認に係る審査基準」に基づき審査するものとする。

（浮魚礁の敷設位置）

- 1 浮魚礁を敷設しようとする場合は、次の各号をいずれも満たす場合とする。
 - (1) 浮魚礁を敷設しようとする位置の中心から下記の範囲内に漁業権が存する場合は、その漁業権者の同意を得、その同意書を申請書に添付しなければならない。

ア 第1種及び第2種共同漁業権	300メートル
イ 第3種共同漁業権	
① ぶり飼いつけ漁業	2,000メートル
② その他の漁業	1,000メートル
ウ 定置漁業権	2,000メートル
 - (2) 浮魚礁の敷設位置が、船舶航行上支障ないこと。
 - (3) 当該位置に浮魚礁を敷設することにより、既存漁業との競合がないこと。
 - (4) 浮魚礁の敷設位置が、浮魚資源の回遊に適した条件を備えていること。（当該漁場環境を明示すること。）

（浮魚礁の構造）

- 2 浮魚礁の構造は、次の各号をいずれも満たす構造でなければならない。
 - (1) 浮魚礁の構造が、船舶航行上支障ないこと。（標識旗、レーダー反射板、灯火等を備えていること。）
 - (2) 浮魚礁の構造が、耐久性があること。（アンカー、チェーン等）
 - (3) 浮魚礁の構造が、集魚効果があること。（浮魚礁の構造図及び集魚する魚種名等を明示すること。）

（浮魚礁の利用方法）

- 3 敷設された浮魚礁の利用について、敷設者の考え方及び関係漁業者間で浮魚礁の利用の時期、方法、漁業種類、統数等について調整がなされているかを明示すること。